

## 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、不正又は不当な行為（以下「不正行為等」という。）を行った有資格業者に対する指名停止（以下「指名停止」という。）について、必要な事項を定め、もって鳥取県が発注する物品の売買、修理等及び役務の提供（以下「県発注物品等」という。）の適正な履行を確保するものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 有資格業者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定めた鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日発出第36号庁内各課長、各出納機関の長あて総務部長、出納長通知）第5条第1項の規定により、現に競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。
- 二 指名停止 有資格業者が、一定の要件に該当するため、物品等を発注するのにふさわしくない場合に、一定の期間を定めて、指名の対象外とする措置をいう。

### (指名停止)

第3条 知事は、有資格業者が別表の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

- 2 指名停止の期間の始期は、第10条による指名停止の通知の日の翌日からとするものとする。
- 3 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

### (指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
  - 一 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
  - 二 別表第3号から第5号まで又は第6号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第3号から第5号まで又は第6号から第10号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）
- 3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第5条第1号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（次条第1号に該当する場合にあっては、別表第7号又は第10号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。
- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は24か月を限度とする。
- 5 知事は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて

悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

#### (独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。（以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- 一 県の職員が談合情報（出納局物品購入等談合情報対応マニュアル（平成15年3月12日制定）第2の1の（1）に規定するものをいう。）を入手した場合、又は談合があると疑うに足りる事実を確認した場合において、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書を提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第7号又は第10号に該当したときそれぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格業者の役員若しくは営業所（常時物品等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間
- 二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになった場合において、当該関与行為に関し、別表第7号又は第8号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間
- 三 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第9号又は第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

#### (指名停止の特例)

第6条 指名停止の期間中であっても、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第5号、第6号及び第8号に該当する場合であって、契約を履行できると認められる者が1者のみでその者と直ちに契約を締結する必要がある場合は、随意契約の相手方とすることができるものとする。

- 2 前項の規定によらない場合において、指名停止期間中の有資格業者に発注しなければならない時は、指名停止の期間中であっても契約の相手方とする特例措置を行うことができるものとする。この場合、特例措置を行おうとする課長等は、指名停止特例承認願（様式第4号）を会計管理者に提出し知事の承認を得るものとし、知事は特例措置を行った場合は、承認願の提出のあった課長等にその旨を通知するものとする。

#### (不正行為等の報告)

第7条 各部（局）の課（室）長又は各地方機関の長（以下「課長等」という。）は、県発注物品等の発注又は納入等に関し、不正行為等が発生したときは、速やかに不正行為等報告書（様式第1号）により、会計管理者に報告しなければならない。

#### (事情聴取)

第8条 会計管理者は、指名停止に関し必要があると認めたときは、不正行為等を行った有資格業者及びその関係者から、あらかじめ事情聴取をすることができる。

#### (指名停止の決定)

第9条 知事は、指名停止をしようとするときは、鳥取県物品購入等に係る入札等審査会の意見を徴し、決定するものとする。

指名停止の変更をしようとするときも、同様とする。

2 別表の第11号に規定する措置を行おうとするときは、前項の手続によるほか、事前に鳥取県警察本部長の意見を徴しなければならない。

#### (指名停止の通知等)

第10条 知事は、前条の規定による指名停止の決定をしたときは、指名停止通知書(様式第2号)により、当該有資格業者に対し通知するとともに、各部(局)の長に様式第3号により通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、不正行為等に係る事実関係が確認されてから、原則として3週間以内に行うものとする。

#### (随意契約の禁止)

第11条 県発注物品等の発注者は、第6条に規定する場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

#### (指名停止の期間の繰越適用)

第12条 指名停止の期間が、当該年度の指名競争入札参加資格の有効期間を超えるときは、当該超える期間を翌年度以降に引き続き適用するものとする。

#### (指名停止の不遡及)

第13条 指名停止を行う際、現に当該指名停止に係る有資格業者と締結している契約については、この要綱の規定は適用されないものとする。

#### (指名停止に至らない事由に関する措置)

第14条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月7日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成22年10月5日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(様式第1号)

## 不正行為等報告書

( 番 号 )  
年 月 日

鳥取県会計管理者 氏 名 様

( 課 長 等 )

このことについて、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

県契約 物品等 の概要	契約内容	
	納入場所	
	契約金額	
	履行期限	
契約の 相手方	商号又は名称	
	代表者氏名	
	所在地	
	登録年月日	
不正行為 等の内容		

(注) 新聞、その他参考資料添付

(様式第2号)

## 指名停止通知書

(有資格業者代表者名) 様

このたびの貴社(あなた)の行為は、県発注物品等の競争入札参加資格者としての社会的期待及び責任に照らし、あってはならないものです。

よって、今後当県が発注するすべての県発注物品等について、下記のとおり指名を停止することとしましたので通知します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名

記

1 理由

2 指名停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

(様式第3号)

( 番 号 )  
年 月 日

( 部 局 長 ) 様

鳥取県会計管理者

指名停止の決定について (通知)

このことについて、下記のとおり指名停止を行いましたので御承知ください。

記

1 業者名及び指名停止期間等

業 者 名	本社所在地	指名停止期間

2 理 由

(様式第4号)

## 指名停止特例承認願

( 番 号 )  
年 月 日

鳥 取 県 知 事 氏 名 様

( 課 長 等 )

鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条の規定により、年 月 日まで指名停止とされている(有資格業者名)について、下記理由等により、同要綱第10条第3項の規定による指名停止の特例承認をしてください。

### 記

- 1 指名停止の特例承認の理由
- 2 契約の内容
- 3 契約の方法
- 4 契約期間
- 5 契約の履行場所
- 6 契約担当課所名

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p>	
<p>1 県発注物品等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、指名競争入札参加資格審査願及びこれに添付する関係書類並びにその他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、県発注物品等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(契約違反)</p>	
<p>2 県発注物品等の発注に当たり、契約に違反し、県発注物品等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2 週間以上 4 か月以内</p>
<p>(贈 賄)</p>	
<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、本県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>12 か月以上 36 か月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>9 か月以上 36 か月以内</p>
<p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>6 か月以上 36 か月以内</p>
<p>4 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>4 か月以上 12 か月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>3 か月以上 9 か月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>2 か月以上 6 か月以内</p>
<p>5 次のイ、ロ又はハに掲げる者が県の区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>3 か月以上 9 か月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>2 か月以上 6 か月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反)</p>	
<p>6 県内において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、県発注物品等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号、第9号及び第10号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>4 か月以上 24 か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
7 県発注物品等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、県発注物品等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。(第10号に掲げる場合を除く。)	12か月以上36か月以内
8 県の区域外の他の公共機関の物品等の購入に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、県発注物品等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。) (公契約関係競売等妨害又は談合)	2か月以上24か月以内
9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)	4か月以上24か月以内
10 県発注物品等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (暴力団との関係)	12か月以上36か月以内
11 有資格業者(その業務に関する行為を行う場合における、当該有資格者の代表役員等、一般役員等その他経営に事実上参加している者(以下「経営幹部」という。)を含む。)が、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であることを知りながら、当該暴力団員について次の事項に該当するに至ったとき。	
(1) 暴力団員を経営幹部とすること。	12か月以上36か月以内
(2) 暴力団員を雇用すること。	6か月以上36か月以内
(3) 暴力団員を代理人、受託者等として使用すること。	4か月以上36か月以内
(4) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。	6か月以上36か月以内
(5) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。	2か月以上36か月以内
12 暴力団若しくは暴力団員又は前号(1)から(5)までのいずれかに該当する行為を行う者であることを知りながら、その者に県が発注した物品の製造、仕入、納入その他の業務を請け負わせたとき。	2か月以上36か月以内

措 置 要 件	期 間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注物品等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>14 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、県発注物品等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>15 前各号に掲げる場合のほか、不正行為等として特に重大と認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 12 か月以内</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>その都度決定</p>